

主任介護支援専門員更新研修について

1 有効期間について

主任介護支援専門員研修および主任介護支援専門員更新研修の終了年月日から**5年間**

※平成28年度からの主任介護支援専門員（更新）研修修了証には、有効期間が記載されます。

2 主任介護支援専門員更新研修受講要件について

次の①～⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証の有効期間が概ね2年以内に満了する者。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者（※1）
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者（※2）
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（※3）
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定するケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※1 「介護支援専門員に係る研修」とは、法定研修を指す。

- ・前年度4月1日から当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込み締切日までに、講師は1回以上、ファシリテーターは2回以上の経験を有すること。

※2 「法定外の研修の範囲」

- ・地域包括支援センター、介護支援専門員協会（日本、ブロック、県、県内各支部）が主催する介護支援専門員を対象としたケアマネジメントの質的向上を目的とした研修
- ・上記以外の団体等の主催で、県が相当の研修と認めた研修

「年4回以上」

- ・毎年の受講が望ましいが、前年度4月1日から当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込み締切日までに4回以上とし、1回あたりの研修時間が90分以上であること。
- ・「1研修」を1回の研修とし、複数日にわたる研修については受講日数を回数として数えることも可。

※3 「研究大会等」

- ・介護支援専門員協会（日本、ブロック、県）が主催する研究大会、県が適当と認めたものをも含む

【受講要件の確認書類等】

要件	提出物
①	研修実施機関の証明（様式は問わない）
②	「研修受講日・内容・時間数」が含まれている修了証明書の写し
③	開催日が含まれているプログラム等、発表抄録の写し
④	「認定書」の写し

3 主任介護支援専門員更新時期について

介護支援専門員証の有効期間5年以内に、主任介護支援専門員更新研修を受講・修了すれば、更新研修（専門研修課程Ⅱ）の受講が免除され、その後は主任介護支援専門員更新研修後5年間で証の有効期間になります。

また、平成18年度から平成25年度に主任介護支援専門員研修を修了した方は、経過措置期間が設けられます。

平成18～23年度までに主任研修を修了した方	→	平成28、29、30年度のいずれかに初回の主任介護支援専門員更新研修を受講
平成24、25年度に主任研修を修了した方	→	平成28、29、30、31年度のいずれかに初回の主任介護支援専門員更新研修を受講

平成26年度の主任介護支援専門員修了者は、平成30年度または31年度に初回の主任介護支援専門員更新研修受講になります。

4 主任介護支援専門員更新にあたってのご注意

- ・主任介護支援専門員更新研修を受講しない場合、主任介護支援専門員ではなくなります。
※再び、主任介護支援専門員として業務を行う場合には、改めて主任介護支援専門員研修を受講する必要があります。
- ・主任介護支援専門員更新研修を受講しない場合であっても、介護支援専門員証の更新を希望する場合は、更新研修（専門研修課程Ⅱ）を受講し、介護支援専門員証の更新申請を行う必要があります。

○主任介護支援専門員更新時期の考え方

例：介護支援専門員証の有効期間満了日が平成29年度で、主任介護支援専門員研修を平成23年度に終了した場合。

（介護支援専門員証は平成29年度に更新する必要がある、主任介護支援専門員は平成30年度までに受講が必要）



主任介護支援専門員を更新するにあたり選択できる方法は3パターンです。

- ① 平成28年度に主任介護支援専門員更新研修を受講し、その後5年間で介護支援専門員証の有効期間になる。
- ② 平成29年度に主任介護支援専門員更新研修を受講し、その後5年間で介護支援専門員証の有効期間になる。
- ③ 平成29年度までに更新研修（専門研修課程Ⅱ）を受講して証を更新、平成30年度に主任介護支援専門員更新研修を受講し主任を更新し、その後5年間で介護支援専門員証の有効期間になる。